

議案第 10 号

富津市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
富津市債権管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

富津市情報公開・個人情報保護審査会答申に基づき、市の債権を債務者が履行期限までに履行しないときにおける債権情報の利用規定を整備することにより、債権管理の一層の適正化を図るため、条例の一部を改正するものである。

富津市債権管理条例の一部を改正する条例

富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 市長は、市の債権を債務者が履行期限までに履行しないときは、規則で定めるところにより当該債務者に係る当該債権以外の市の債権の情報を利用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。